

# 王寺町新総合計画策定方針

平成25年12月

# I 新総合計画の策定方針

## 1. 計画策定の趣旨

---

王寺町では、平成 16 年度に「水と緑と人がきらめく、風格ある生活環境都市」を将来像とした総合計画を策定し、これに基づいて施策に取り組んできました。

しかし、この間、本格的な地方分権時代を迎え、少子高齢化や核家族化の進行等による家族や地域における関係の変化や環境保全意識の高まりなど、行政に求められる住民のニーズが多様化する一方で、国・地方自治体ともに深刻な財政危機に直面しており、また、民間企業においても依然として厳しい経営状況が続いています。

今後、これまで以上に地域間競争が激化する中、確かなまちづくりを進めていくためには、先人が守り、育ててきた自然や歴史・文化などの「魅力」、地域住民の力を活かした「地域力」、行政組織、行政職員のレベルアップによる確かな「行政力」を高め、それらを活かすための新たな視点によるまちの設計図が必要となっています。

そこで、住民と行政が協働しながら、概ね 10 年後の王寺町のあるべき姿（将来像）を示し、その実現に向けてまちづくりを進めていくための総合的な指針・戦略として、これからの時代を切り開く新総合計画を策定します。

## 2. 計画の位置づけ等

---

- ①総合計画は、行政運営の計画書であり、全分野の政策の基本指針となるものですが、総花的・羅列的になるのではなく、事業の優先順位付けや行財政資源の効果的かつ効率的な配分など、中長期的な地域経営の視点を取り入れ、まちの魅力を高めていくものとします。
- ②限られた財源の中で、「量」を重視した計画から、「質」の重視や既存資源の有効利用などへと発想の転換が必要となっています。この計画では、住民の暮らし満足度に着目し、どのように住民サービスの向上を図っていくか、そのために重要な施策は何かということに、より重点を置いていきます。
- ③地方分権が進む中で、時代の変化を先取りし、柔軟に地域課題への対応をしていくことが大切です。そのため、住民と行政が力を合わせ、地域づくりの仕組みを構築するための取り組みなど協働のまちづくりの指針とします。

### 3. 計画の構成・期間

この計画は、王寺町のめざす将来像および施策の大綱等を示した「基本構想」と、構想を実現するための施策を体系化し、総合的・計画的な町政運営の指針となる「基本計画」、財政的な裏づけや社会経済情勢を判断しながら、基本計画に示した施策を具体的な事業として定める「実施計画」で構成します。

基本構想は、計画期間を平成 27 年度から平成 36 年度の 10 年間とし、基本計画は、基本構想期間の前期に相当する平成 27 年度から平成 31 年度の 5 年間、実施計画については、3 年間のローリング方式で毎年更新することにより実効性の高い計画とします。

### 4. 計画の策定方針

---

この計画の策定作業方針は以下のとおりです。

王寺町の「魅力」・「地域力」・「行政力」を活かした将来戦略と  
住民と行政の協働の仕組みづくり

#### 【策定方針設定の考え方】

##### ◇行政においては・・・

- ・まちの将来像を明確にし、その達成のための施策の方向性の設定と実施体制を築くための計画と位置付ける。
- ・住民アンケート調査分析、パブリックコメント等からの意見を幅広く収集し、「くらし満足度」を高める。
- ・「成果志向」「コスト意識」の定着を図るため、政策や事務事業の点検・評価の実施や評価結果に基づく、組織体制や予算への反映を一体的に位置づけ、効果的、効率的に管理できる P（計画）D（実行）C（検証）A（見直し）システムを構築する。

##### ◇住民においては・・・

- ・当事者意識を高め、まちづくりへ参画する。
- ・「行政の意識改革」と「住民の意識改革」による「協働のまちづくり」を目指す。

## 5. 策定過程で重視する視点

新総合計画について、以下の視点で策定を進めます。

### (1) 柔軟で戦略的な計画づくり

施策の重要度、優先性を重視しながら、時代の潮流に合わせ、柔軟に対応することができる計画づくりをめざす。

### (2) 成果・実行性を重視した計画づくり

将来像やまちづくりの目標と、達成に向けた、より効果的な取り組みを設定することにより、実行性や実現性の高い計画づくりをめざす。

### (3) 住民参加の計画づくり

計画策定段階から意見収集の機会を設けた住民参加の計画づくりをめざす。

### (4) わかりやすい計画づくり

王寺町がめざす方向性をわかりやすく伝えることができるように、住民目線の施策体系による計画づくりをめざす。

### (5) 地域性・独自性のある計画づくり

地域の実情やこれまで育まれてきた王寺町の歴史・文化を盛り込むことにより、独自性のある計画づくりを進める。

## Ⅱ 総合計画の策定体制

### 1. 策定会議等の体制

---

本計画を策定するにあたり、必要な事項の調整、検討などを行なうため、次の策定会議等を設置します。

#### (1) 総合計画審議会

審議会は、町長の諮問機関として、学識経験者、議会関係者、各種団体の代表者等により構成し、計画策定において、計画の作成の基本となるべき事項、実施に関して必要な事項など、重要事項に対してご審議いただき、最終的な答申をいただきます。

#### (2) 庁内策定体制

##### 策定委員会

策定委員会は、職員で構成し、現状と課題の把握から、計画の総合性、計画性を確保すると同時に妥当性を判断した上で、庁内案を作成し、町長及び審議会に提案します。

### 2. 基礎調査等の内容

---

基礎調査は、計画の策定に係る前提条件として重要なものであり、①住民アンケート調査の結果分析、②統計的現状把握、③社会経済動向分析、④行政各課ヒアリング等を実施し、基礎調査報告書としてとりまとめ、これらを基礎資料に策定を行います。

#### ① 住民アンケート調査の結果分析

18歳以上の住民2,000人（無作為抽出）を対象にアンケート調査を実施し、住民意識としてとりまとめます。

#### ② 統計的現状把握

王寺町の概況などの各種資料、国勢調査等の各種統計および国、県の上位計画や福祉計画等の個別計画により、現状を把握し、課題等の抽出を行います。

### ③ 社会経済動向分析

社会経済動向の状況について、総合計画の各分野における王寺町の状況を検討、把握し、今後の施策立案の基礎資料として活用します。

### ④ 行政各課ヒアリング

これまで進めてきた行政施策に対する評価・検証や問題・課題を抽出するとともに、本計画策定にあたり考えられる施策を検討・確認します。

